



津波への備えを "一步前へ" 進めましょう

～ 津波災害警戒区域の指定のご案内 ～



【鳥取県】 県土整備部河川課

(0857-26-7386)

危機管理局危機管理政策課 (0857-26-7894)

Q 1 津波防災地域づくりに関する法律とは？

A1) 東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、最大クラスの津波から「なんとしても人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた「多重防御」により津波防災を推進することを目的として、平成23年12月に施行された法律です。

この法律には、県が実施する「津波浸水想定の設定」や「津波災害警戒区域の指定」など、津波防災を進めるための様々な取組が規定されています。

法律の施行
H23.12.27

津波浸水想定公表(県)
H30.3.28

津波災害警戒区域等の指定(県)

津波防災の推進

Q 2 最大クラス(レベル2)の津波とは？

A2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、住民避難を柱とした総合的な防災対策の対象です。

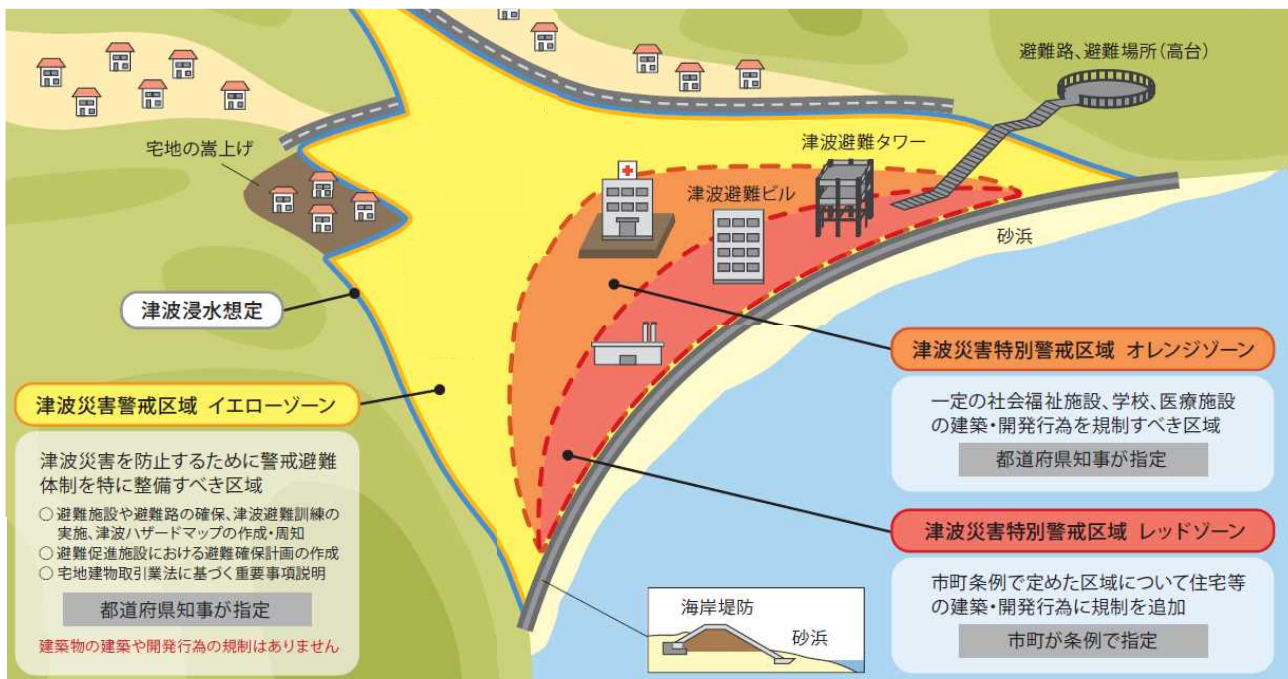
鳥取県の
レベル2津波

鳥取の近地で発生
鳥取沖断層地震による津波

鳥取の遠地で発生
佐渡北方沖断層地震による津波

Q 3 津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは？

A3) 最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域。津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を特に整備すべき区域として県知事が指定するものです。



Q 4 津波浸水想定とは？

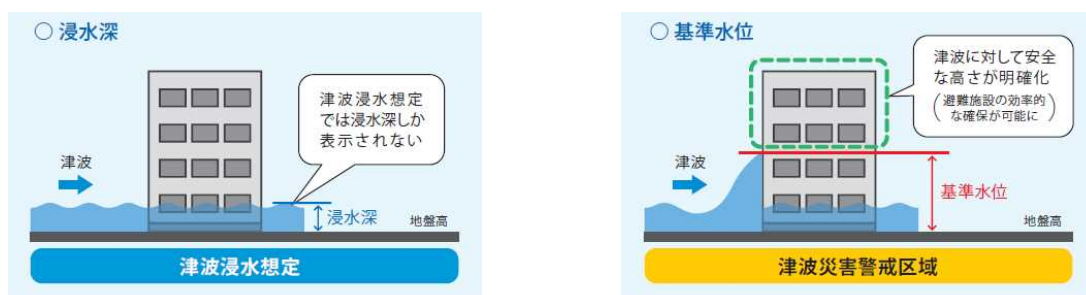
A4) 最大クラスの津波が発生した場合に想定される最大の浸水区域と浸水深を、県知事が設定し公表するもの。津波による浸水の危険度を広くお知らせするもので、津波防災地域づくりに関する各種取組の基礎となる情報です。鳥取県では平成30年3月28日に公表しております。

Q 4 津波災害警戒区域（イエローゾーン）を指定する目的は？

A 4) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定により、市町村による津波ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施、避難場や避難路の確保、また、施設管理者による避難確保計画の作成などを推進することで警戒避難体制をより強固なものにすることが目的です。
 なお、区域指定の際に公表する「基準水位」により、津波に対して安全な高さが明確になるため、避難施設の整備の目安になるなど実効性の高い避難対策が可能になります。

Q 5 基準水位とは？

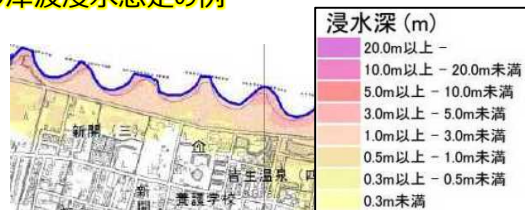
A 5) 基準水位は、津波浸水想定での浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせき上げ高を加えた水位です。指定避難施設の指定や津波災害特別警戒区域における建築等の許可の際に基準として用いられます。津波に対して安全な高さであるため、避難施設などの効率的な整備の目安となり、住宅の建築等を検討する上でも参考になります。なお、基準水位は津波浸水想定における浸水深と同様、地盤面からの高さ(水深)で表示します。



Q 6 津波災害警戒区域（イエローゾーン）はどのように設定されるのか？

A 6) 最大クラスの津波による浸水想定区域の全てを設定します。なお、区域の単位は「津波浸水想定」と同様、10m四方毎であり、「津波浸水想定」では浸水深に応じて着色していますが、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」では中心に基準水位を表示しています。

○津波浸水想定の場合



○津波災害警戒区域（イエローゾーン）の場合



Q 7 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると何が行われるのか？

- A 7) ①市町村において、津波ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施、避難場所や避難路の確保などの対策が実施されます。
 ②市町村の地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた社会福祉施設、学校、病院などの施設においては、避難確保計画の作成と市町村長への報告及び公表、避難訓練の実施など、警戒避難体制の整備に向けた対策に取り組んでいく必要があります。
 ③宅地建物の取引において、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にある旨を説明することが必要になります。

Q 8 津波災害警戒区域（イエローゾーン）はどこで確認できるのか？

A 8) 市町村の担当窓口で閲覧が可能です。また、県のホームページでも確認できます。

Q 9 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定により地価が下がるのでは？

A 9) 最大クラスの津波が発生した場合の浸水の危険性に関しては、既に津波浸水想定を公表し、県民の皆様に対して浸水区域や浸水深について情報提供させていただいております。また、区域指定による建築物の建築やそれに伴う開発行為に対する規制はありません。さらに、地価は景気など様々な要素により決まるため津波災害警戒区域の指定による地価への影響は予測できませんが、指定により地価が下がったという他県事例は聞いておりません。

Q 10 津波災害警戒区域（イエローゾーン）での開発行為等は制限されるか？

A 10) 建築物の建築やそれに伴う開発行為が制限されることはありません。

Q 11 津波災害警戒区域（イエローゾーン）外の地域は安全ということか？

A 11) 最大クラスの津波は、現在の科学的知見に基づき設定したものでありますが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、指定されなかった地域でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

Q 12 住民にメリットはあるのか？

A 12) 区域指定により津波からより確実に逃げる体制が整備されるため、津波による人的被害が軽減されます。また、取引対象の物件が区域内か外かを確実に知ることができます。

Q 13 津波によりどのような影響が想定されるのか？

A 13) 研究機関による過去の津波被害調査では、基準水位2.0mを超えると建物の約半数以上が全壊、浸水深30cmを超えると歩行困難・死者発生のおそれがあるとされています。

Q 14 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン・レッドゾーン）とは？

A 14) ①津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)は、最大クラスの津波が発生した場合に、建築物が損壊又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、特に防災上の配慮を要する方々が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の建築とそのための開発行為に関して、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために県知事が指定するものです。

②津波災害特別警戒区域(レッドゾーン)は、オレンジゾーンのうち特に迅速な避難が困難な区域で、住宅など市町村の条例で定める用途の建築との開発行為に関して、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために市町村の条例で指定するものです。

